

改正

平成16年3月31日条例第15号

平成27年3月23日条例第5号

令和3年5月11日条例第9号

小布施町行政改革推進委員会設置条例

(設置)

第1条 社会経済情勢の変化に対応した簡素にして効率的な町政の実現を推進するため、小布施町行政改革推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第2条 委員会は、町長の諮問に応じて、小布施町の行政改革の推進に関する重要事項を調査審議する。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、町政について優れた識見を有する者のうちから町長が任命する。

(会長)

第4条 委員会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

(特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和35年小布施町条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表中

町基本構想審議会委員	〃 2,700
------------	---------

を

町基本構想審議会委員	〃 2,700
行政改革推進委員会委員	〃 2,700

に改める。

附 則（平成16年 3 月31日条例第15号）

この条例は、平成16年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成27年 3 月23日条例第 5 号）

この条例は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 5 月11日条例第 9 号）

この条例は、公布の日から施行する。